

令和4年4月 河北町農業委員会総会（第4回）

令和4年4月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 高橋 清	委員	2番 逸見 三和子	委員	3番 今田 好行	委員
4番 奥山 ちか子	委員	5番 岡崎 学	委員	6番 関 紀子	委員
7番 堀 和彦	委員	8番 原田 康雄	委員	9番 奥山 喜幸	委員
10番 後藤 慶治	委員	11番 齋藤 仁	委員	12番 堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（2名）

浅黄 庄一 推進委員 齋藤 文男 推進委員

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（3名）

押野 利浩 推進委員 田川 和美 推進委員 角川 和広 推進委員

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年4月25日（月曜日）午後2時01分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第12号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議第13号	農用地利用配分計画案の作成について
議第14号	令和4年度最適化活動の目標の設定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

只今から令和4年3月の河北町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思えます。始めに会長あいさつということで、堀米会長よろしくお願ひします。

○ 堀米会長

皆さんこんにちは。暑くなってきて皆さんいろいろと忙しくなってきたところとは思ひますが、毎月の総会ということでよろしくお願ひします。また今日は推進委員さん方にもお集まり頂きまして恐縮です。毎回同じようなことなんです、なかなかコロナ禍がおさまらない中ですので、マスクをしての総会となります。あまり時間をとらないでスムーズに終われるようよろしくお願ひしたいと思ひます。私の挨拶としては異常です。どうもご苦勞様です。

○ 宇野事務局長

それでは日程第1より会長に議長になっていただき進めていただきたいと思ひます。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。2番 逸見委員、3番 今田委員、2名の方、よろしくお願ひします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願ひします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座ったままで失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、です。

はじめに、申請番号10番 所在地 大字溝延字馬場（ババ）●●●●、田、ほか9筆で計15,571㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続したものです。取得後は自作するほか、●●●●さんから耕作してもらおうとのことですが、売買についてはあっせん希望とのこと。

続きまして、申請番号11番です。所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●、畑、ほか5筆で計6,778㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか●●●●さんから耕作してもらおうとのこと。

続きまして、申請番号12番です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、ほか1筆で計938㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、下釜は隣地の方から耕作してもらおうとのことです。

申請番号13番 所在地 大字溝延字稻荷原（イナニバラ）●●●●、田、ほか13筆で計9,933㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続したものです。取得後は自作するとのことです。

続きまして、資料3ページ申請番号14番です。所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、田、ほか6筆で計6,050㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

続きまして、申請番号15番です。所在地 西里字根際（ネギワ）●●●●、畑、ほか4筆で計6,617㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に、子の●●●●さんも●●●●年●●月●●日に亡くなったため、同じく子の●●●●さんが相続したものです。取得後は、畑の方はこれまでも耕作してくれていた●●●●さんの友人が、田は中間管理事業を通して耕作してもらおうとのことです。

続きまして、資料4ページ申請番号16番です。所在地 西里字塩ノ渕（シオノフチ）●●●●、畑、ほか5筆で計3,967㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、●●●●さんが相続したものです。取得後は畑は近所の人に耕作してもらうほか、田は●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらおうとのことです。

以上7件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました所有権移転、相続によるものです。これについて皆さんから何か質問等ありますか。何もないようです。ではこのまま取り進めていただきたいと思います。

続きまして、報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の5ページをご覧ください。報第8号 農地法第18条第6項の規定によ

る通知について、ご説明いたします。

申請番号58番、所在地 西里字天満（テンマ）●●●●、畑、1、645㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

申請番号59番60番、所在地 西里字下楨（シモマキ）●●●●、田、ほか1筆で計1、157㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、付近で町道整備に伴う用地買収があり、この農地は買収されないが、全体的に耕作面積が減るため解約するとのことです。

続きまして申請番号61番と6ページの62番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか3筆で計9、117㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第12号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご協議いただきますが、売買のためとのことです。

続きまして申請番号63番、所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、757㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの農地法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、後ほど議第10号 農地法第3条の規定による許可申請についてでご協議いただくものになりますが、売買のためとのことです。

続きまして申請番号64番65番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●●、田、ほか1筆で計644㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、一部県道拡張工事に伴う買収があったためです。596㎡は農地として残りますが、こちらは自作するとのことです。

以上8件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。只今の説明について皆さんから何か質問等ありましたらお受けいたします。はい、何も無いようです。この件に関してもこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

続きまして議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページをご覧ください。議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号19番、使用賃借権の設定です。所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、ほか9筆で計12,676㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給のためとのことです。

申請番号20番、賃借権の設定です。所在地 田井字上田畑（カミタバタ）●●●●●、畑、546㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの経営拡大のためとのことです。

申請番号21番、賃借権の設定です。所在地 谷地字草野（クサノ）●●●●、田、1,988㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

続きまして資料の8ページ、申請番号22番、所有権の移転です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、757㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

申請番号23番、使用賃借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか1筆で計4,999㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、経営移譲年金受給のためとのことです。

申請番号24番、所有権の移転です。所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、畑、472㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

以上6件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今3条許可について説明ありました。これについて現地確認してるとお思いますので19番から24番、報告をお願いします。

○ 齊藤代理

はい、昨日、一昨日現地確認に行ってきました。ちょうど●●●●さんて言う●●●●●さんの本家の方がおられましていろいろ畑案内してもらいましたが、畑も田んぼ

もきれいに管理されてて問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、続いて20番。

○ 今田委員

はい、20番上田畑ですけども、桃の苗が植えられてて管理された畑でした。

○ 議長（会長）

はい、次21番。

○ 奥山（ち）委員

はい、きれいに管理されていて大変良い田んぼでございました。問題ありません。22番も大変きれいに管理されており何も問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、次23番。

○ 後藤委員

はい、親子間の年金受給のための貸借ですけども、まず実際は第三者が耕作しており、これからもその方が耕作する予定とのことですので問題ないかと思っております。

○ 議長（会長）

はい、次24番

○ 奥山（ち）委員

はい、24番は、長年この方ずっと酒田市の方へ住んでおりまして、自宅には誰も住んでないんです。それで時々来て家の方は管理しているようですが、その屋敷続きの所が畑なんです。その畑の裏の家が今回買われる●●●●さんの家なので、買われるんだらうなと思ったところでした。今は畑として何もしてないようなんですけども、これから利用されるんだと思います。

○ 議長（会長）

問題ないということか。

○ 奥山（ち）委員

はい。

○ 議長（会長）

はい、今3条許可について、説明と現地確認の報告をしていただきました。これについて皆さんから何かわからない点等ありましたらお受けします。ありませんか。無いと認めます。賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ですので許可いたします。

続きまして、議第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の9ページになります。議第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、所有権の移転です。所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●●、田、47㎡です。渡し人は、山形県、受け人は、●●●●●さんになります。申請事由につきましては、県道拡幅工事に伴い、●●●●●さんの宅地にかかり、申請地が代替地となりました。この申請地と、●●●●●さんの宅地とを一体として造成し、夫の●●●●●さんが建築する店舗兼住宅のために使用貸借しようとするものです。

皆さんのお手元の資料の19ページに案内図がございまして、●●●●●さんの向かいになります。次の20ページが字切図で、斜線が申請地、隣の●●●●●が●●●●●さんの宅地です。手前の方に線が引かれてる所に●●●●●、●●●●●とありますが、ここが県で買収した所です。21ページが土地利用の計画図となっております。農地との境は土留L型擁壁を設置する計画で、高さは1メートル程のものです。22ページから24ページにつきましては参考の建物の計画図となります。

こちらの申請地は、農用地区域外にある、第1種農地に当たりますが、隣接地と一体として事業の目的に供する場合で、総面積に占める第1種農地の割合が1/3を超えないというものであるため、例外的に許可しうるものになります。

次に、資料9ページに戻っていただきまして、申請番号2番、所有権の移転です。ここで資料の訂正をお願いしたいのですが、渡し人の名前が●●●●●さんと記載されておりますが、相続手続きされておきまして、●●●●●さんになりますので訂正をお願いします。ただ、農地法の相続手続きはまだしてありません。

所在地 谷地所岡（トコロオカ）二丁目●●●●●、畑、907㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。

申請事由につきましては、住環境が良く町内中心部に近い申請地の宅地分譲を計画しようとするものです。

皆さんのお手元の資料の25ページが案内図になっております。26ページが字切図です。宅地の中にあり、公道と畑が隣接しております。27ページの土地利用の計画図のように4区画の宅地分譲地を造成する計画です。

この申請地は都市計画区域の用途区域内にありますので、許可基準を満たすものになります。

以上2件です。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今説明がありました。これについても現地確認していると思いますので、報告をお願いします。

○ 奥山（喜）委員

はい、1番です。県道の拡張に伴う土地の代替地ということで、隣の15-2はこれまでどおり畑として使うということで、何も問題ないかと思いました。

2番については、住宅地の中にある田んぼということで、何も問題ないかと思いません。

○ 議長（会長）

はい、只今説明並びに現地確認の報告を受けました。これについて皆さんから何か質問等ありますか。ないと認めます。賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成です。で許可いたします。

続きまして、議第12号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の10ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものになります。11ページが総括表になります。

総件数所有権移転が1件と、賃貸借設定が3件になります。

資料の12ページをご覧ください。

申請番号125番、所有権の移転です。所在地 所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、ほか3筆で計9, 117㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当200, 000円で、総額1, 800, 000円です。

次に、資料13ページをお開きください。申請番号126番から申請番号128番の貸借権設定につきましては、いずれも地区の調整会議等で協議なったものということで、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上4件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

只今説明ありました集積計画の案ということです。これについて、皆さんから質問等ありませんか。無いと認めます。この件についてはこのまま取り進めてくださるようお願いいたします。

続きまして、議第13号 農用地利用配分計画案の作成について。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは14ページをご覧いただきたいと思います。ここで、資料に誤りがございましたので資料の差替えをお願いしたいので差替え資料をお配りいたします。

河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画の案を作成することについて、農業委員会の意見を求める旨の依頼がありましたので、審議するものになり、借受者変更の配分計画案になります。

申し訳ございませんが、経営移譲分が入っておりませんでしたので差替えさせていただきました。

差し替えた資料の15ページ詳細をご覧ください。借受者は4名ですが、出し手の方が異なる契約があるため、5つの契約となります。そのため左端の番号が5番までとなっております。また、右側にある氏名は前借受者としました。配分面積につきましては12筆で計13,666㎡です。このうち1番目の寒河江市の●●●●さんから、●●●●さんへの経営移譲によるものです。そのほかにつきましては、こちらも地区の調整会議等で協議なったものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきますが、借受者の変更となります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、中間管理事業の合計13,666㎡についての借受者変更についてです。これについて皆さんから何か質問等ありませんか。はい、後藤委員。

○ 後藤委員

これ別段文句じゃないんですけども、前々から調整会議で言ってるんですけども、所謂、人・農地プランに手上げをしてない、まあこれでいくと5番目のこの●●●●さんという会社なんですけども。確か先月売買はあったと思いますが、中間管理事業は、これ私初めて見るものです。

○ 事務局（奥山）

中間管理事業について、手上げをしてたと聞いていたのですが、ちょっと確認してきてよろしいでしょうか。

○ 議長（会長）

はい。

○ 後藤委員

誰が受けてたんだかもお願いします。

○ 議長（会長）

はい。戻ってくるまで暫時休憩します。

———暫時休憩———

○ 事務局（奥山）

すみません、お待たせしました。今確認してきたところ、●●●●さんから中間管理に申し込みをする際、人・農地プランに申し込みも要るよね、ということで受付していたんですが、今回送らせていただいた書面決議では人・農地プランに入れ忘れたようで、入ってませんでした。

○ 後藤委員

だから、地元の間人が知らないもの、今までもここにいる今田委員が、人・農地プランに載っていなかったものをわざわざ補助事業を受けるために、役員会をしてまで、まあ全体会ではないにしろ人・農地プランに載せる会議をしてるわけだ。地元の間人がここまでやってるのに、他地区の間人が人・農地プランがどーだこーだで口先だけでされても、なかなか。まあ売買はあれだけでも、中間管理は違うと思うから、厳格にしてもらわないと。この2件に関しては差し戻していただきたいと思います。基盤強化なり3条なりでもしてもらうことにして。今から田植えを前にして急遽集まるとかも無理だから。

○ 事務局（奥山）

こちらで確認もれをしておりまして申し訳ございませんでした。

○ 議長（会長）

はい、只今後藤委員から人・農地プランに入っているのかという質問に対して事務局が確認したところ、事務局のミスのようなもので抜けておったというものです。これに対して後藤委員から地元の人でもきちんと手続きをやっているにもかかわらず、寒河江の方ですけれども、好ましくないのではないか、ということで、差し戻して再度とありました。普通であればそれが妥当であります。これについて、そうすべきかするべきでないか、皆さんにお諮りいたします。しゃべねごったら手を挙げてもらって決めたいと思います。これに関して差し戻して再度検討してもらおうということに賛成の方举手をお願いします。はい全員ということですので、この5行目6行目の●●●●という会社

の案件につきましては、差し戻して正式な手続きを踏んで、再度していただきたいと思
います。

次、議第14号 令和4年度最適化活動の目標の設定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の16ページをご覧ください。議第14号 令和4年度最適化活動の目標の設定
についてです。

3月総会後の合同研修会でも説明がありましたが、今年2月2日に「農業委員会によ
る最適化活動の推進等について」農林水産省経営局長通知がありました。農業委員会は
農地利用の最適化推進に関する指針を定め、推進活動の点検・評価を行い、それを公表
してきたところですが、今回の通知では、その最適化活動の目標の設定、推進委員と農
業委員との役割分担等についての考え方をまとめたものになっておりました。

議案書とは別に資料として合同会議の時の資料の抜粋を同封してお送りしましたが、
その資料の8ページ3行目に、推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び
受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん等の最適化活動を実施
し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を
行うという役割分担が基本である。との記載がありました。

それを踏まえて成果目標設定の考え方としては、その資料3ページに示されておりま
すが、(1) 成果目標の設定①農業委員会の目標の設定で、ア農地の集積に係る目標は、
町の農地等の利用の最適化の推進に関する指針において80%以上に設定している場合
は、そのまま、そうでなければ県が定めた目標とする。とあります。

ここで議案書の17ページに戻っていただきまして、16ページは今の現況を記した
ものになりますが、17ページ、(1) 農地の集積の①、現在の農地面積が1,770h
aに対してこれまでの集積面積が1,084ha、集積率は61.2%という現状で
す。課題としては農産物価格の低迷、農業従事者の減少に伴い、農地の有効利用を図る
ことが課題となっている。と昨年同様しました。

②目標、農地の集積率については、令和2年12月に見直しを行いました指針では、
令和5年3月に集積面積を1,146ha、54.7%としておりましたが、今回の農
林水産省経営局長通知の目標設定方法に従うと、80%に満たない目標でありますの
で、この場合は県の目標の90%と設定することになります。その目標を達成するた
めには今年度新規であと2年なので248ha集積する必要があります。これまでは年
32ha程の集積としていたことに比べると、なかなか厳しい目標設定になります。目
標設定はこのようにしなさいよ、ということに従いますとこのようになってしまいま
す。

(2) 遊休農地の解消について、①1号遊休農地が8.3ha、うち程度の良い緑区
分が4.1ha、基盤整備が必要な黄区分が4.2haという現状です。農業従事者の
減少と高齢化により特に条件不利地の農地をどのように新たな耕作者へつなぐかが課題
としました。

②目標では、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の解消目標は、令和3年度の結果面積の1/5という設定目標とされたため、等分して0.8haとしました。

その下のb期黄区分の解消目標については、目標設定の通知に従い、県、町、農地中間管理機構等と協議し、「基盤整備事業」の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定する。としました。最後のイ新規発生遊休農地の解消については、0.8haと記載してありますが、数値誤りで1.2haでしたので訂正をお願いします。何の数値かと言いますと、この目標設定方法については局長通知の資料3ページからに記載されているところですが、4ページには新規発生の遊休農地の解消は、前年度より新たに発生した緑区分の遊休農地については、当年度で全て解消することを目標とすること、とされています。昨年度新たに発生した緑区分の農地は11,731㎡でしたので、1.2haが目標値となります。

次に、議案書資料の18ページをご覧ください。(3)新規参入の促進ですが、令和元年度は3経営体、令和2年度は6経営体あったんですけども、残念ながら令和3年度はコロナ禍によりイベント参加や研修受入れができなかったため、新規者は0でした。②目標設定については、局長通知によると、平成28年度から平成30年の3か年の農地の権利移動、3条と集積計画による面積の合計から、中間管理事業と集落営農組織への貸付分を差し引いた面積の平均の1割以上を設定することとされています。それを計算したところ、7haという目標設定にいたしました。これは令和2年度くらいの参入者がいれば達成できるかもしれないです。

次に、2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、令和3年12月2日の全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせで、月当たりおおむね10日程度と示されたことから、10日以上目標設定をすることとされました。当初年間150日程度の目標設定をという話があり、按分すると12.5日になりますが、まずは最低限の目標の達成を目指すということで、10日に訂正した方がいいかどうかお諮りしたいと思います。

次に(2)活動強化月間の設定目標については、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入することということですが、例年9月に農地パトロールの結果に基づいて利用意向の確認を行っております。まずこれを1つにして、10月に利用意向結果をもとに、遊休農地の解消対策について検討すること。1月に新・農業人フェアへの参加を予定しておりますので、ここで新規就農者の獲得を図ることを目標としました。人・農地プランの見直しなどの話し合いをすることなどを目標としても良かったのですが、人・農地プランの法定化により、令和6年度までに目標地図の策定をすることになり、今年度はその周知年度という位置づけのようでしたので、今年についてはこのような目標にしてみました。

なお、(3)新規参入相談会への参加目標は、今年度の新・農業人フェアへの参加を予定しているのが2回なので、そこに推進委員が1人は参加する、という目標とさせていただきました。これは、これまでも角川推進委員さんとか参加されているので、実施されれば達成できるかな、と思って設定しました。

ここで別紙資料の5ページをご覧ください。(3) 最適化活動の目標の公表及び報告の中に、この目標については、県農業委員会ネットワーク機構が確認してから公表するというようになっておりまして、適切でないと判断された時は、修正を求められることもありうるということをご承知おきいただきたいと思います。修正が必要な場合は5月の農業委員会でお諮りしたいと思います。

ページ中ほどの3最適化活動の記録及び点検・評価の実施の中に、最適化活動に係る記録簿の作成を行うこと、という項目もありまして、活動日数の目標を設定したこともあり、今年度の4月分から記録することが必要とされました。後ほど協議会の中で、記録簿のつけ方について説明させていただきたいと思います。

これまでの目標の決め方と変わったので、ご質問等ありましたら、なお、結構無理な目標もありますので、それについてもご意見を伺いたいと思います。

○ 議長（会長）

はい、只今説明ありました中で、直接関係あるのは、総会資料18ページ、1人当たりの活動日数、年間で150日程度としておりましたが、これ月10日程度にしたらどうかということでもあります。私個人的には日報書けということですがいろいろと忙しいこともありますので、規制かけられるなら少ない方がいいと思います。事務局からどうしますかとのことですので、月12.5日と10日とどちらが良いか一応お諮りします。しゃべれたってしゃべねがら、手を挙げてもらおうと思います。月10日程度がよろしい方。はい、多数決で決まりました。1人当たりの活動日数を決めるに当たっては月10日ということの設定してください。

あとは、どうするかというより、このようにしなければいけない、というような説明でしたので、出来る方出来ない方いるでしょうが、なるべく努力してください、としか言いようがありません。新規就農の受け入れ等々のこともありましたが、現在コロナが治まっていないということで、昨年度は0ということでした。今年度もどうなるかわかりませんが、目標はこのように設定されていますが、これも新規就農者がいなければ低くなるということで、なるべく目標に向けて努力するということがお願いします。

あと何かありますか。はい、後藤委員。

○ 後藤委員

10日にも手上げなかったんですけども。まして12日って。春とか秋だと集積とか売買から話は出てくるんですけども。今の時期、農家で、あそこで苗植え終わったと、とかどこどこで水入れ終わったと、なんて話だら10日でも20日でも30日でもあるんですけど、毎日遊休農地見に行くなんてことは。お前何すんなだ、3日たって何すんなだ、なんてことはねえ。やっぱり年1回くらい周りさ迷惑かけねよう何とかしてくれて話はするけども。後は色々な農業団体、土地改良区とか何とかあるもんだから、道路端草ぼうぼうだって言ったって、それは堰払いの組合でやることだし、なかなか大変なのかなあ、て。農業のことだったらほとんど皆さん作業日誌つけてらっしゃると思うか

ら、似たようなこと書けばいいんだけども。農地のこととなると。まあ、前野の方遊休農地ぐるっと見てきました、てくらいなら、やっぱり今年も荒れてました、くらいのことなら書けるんだけども。やっぱりこちらから声かけるとか相談かけることとなると、なかなか難しいのかな、と思うんだよね。

○ 事務局（奥山）

じゃあ、そのことについて、後ほど活動記録簿のつけ方もご説明しますが、そういう自分の農地に行く途中で遊休農地見たら、まだそのままだった、とそういうことでもいいので、書いてください、ということです。日々の活動、今までもやってらっしゃることを見える化するということです、かかわりあるって言えないんじゃないかと思うかもしれないんですけども、そういったことも書いてくださいということです。積み上げていけばクリアできるんじゃないかと思います。

○ 議長（会長）

今はなくなりましたが、前は農家している方に、年間何日間農家しますか、60以上しますか、ということを書くということがありましたけども。あれも朝から晩まで作業ということではなくて、会社さ勤めてる人が田んぼの畔通って見たら水入ってたことを確認した、てことでそれでもいいということがありました。これも丸1日でなくて、見て確認した、とそれでも1日でもいい、ということです、鉛筆だべ何だべ舐めるころ舐めた形でも活動記録簿は月10日におさまるくらいで書いていただくようお願いせざるを得ないような状況ですので、それは、ただいま事務局が説明したような内容ですので、よろしく願いいたします。

○ 後藤委員

最後にもう1点いいがっす。

○ 議長（会長）

はい。

○ 後藤委員

大変これ下衆な質問なんですけども。最低これ月10日とか、5日とか真面目に書いたとして、大変下衆な質問なんですけども、賃金とかは。

○ 議長（会長）

ありません。

○ 後藤委員

一応この、こういうの初めて出てきたもんだから。

○ 議長（会長）

そのへんは、私も思ってたんだけど、農業委員の選任で言ったらいいか、メンバー前々回から推進委員という形も出てきて。今の農業委員会の賃金制度が来ているわけなんです。各市町村でも違っております。そうした形のなかで、割り振りで言ったらいいの、命令で言ったらいいの、こういうのが多々来ます。極端な言い方すれば、面積とかあるのかもしれないけども、山形市なんかは年間50何万もらってるそうです。50何万もらうなら、こういうなも付けらんないねべな、という風にも思います。当河北町に関しては、その半分ももらってないようなところで、がんばりなさい、と言われても、言葉おかしいかもしれないけどもほだいもらってないや、と言いたくなるのも多々あると思います。前々は、農業委員は農地の番人ということで、さほどチェックはしませんが、肉体労働的なことはありませんでした。それがここ数年、農地の荒れているところ云々とか農業委員推進委員含めた中で、言葉悪いかもしれませんが、肉体労働するようなことが多々出てきてます。このへんが今後藤委員からありました通り、おかしいなんねが、有んなだか無いなだか、ということもありますが、さんなねなだら、全国的に同じように進めらんないねんだったら頑張るやります、というこうことで、賃金の見直しまで含めて妥当な線まで持っていく他ないのかな、と。我々賃金半分だから半分しか仕事しません、では通らないと思いますので、そのへんは仕事をする前に賃金上げろというのどうかと思っておりますので、差し当たって今年度は成果を上げて、農業委員推進委員の仕事の内容を見れば、事務局や事務局長もそのことわかると思いますので、その時は年間の予算のこともあるでしょうから、私はどうするのかわかりませんが、それも検討する余地があるのではないかと思います。今いまの段階で、実費弁償あるんだか、ということにはありません、としか申し上げることが無く、若干心苦しいんですが、頑張ってくださいほかないかな、と思います。いいがっす、後藤委員。

はい、高橋委員。

○ 高橋委員

我々農業委員、推進委員も今年の11月で任期切れますけども。よく見ますと、推進委員の活動に協力して、推進委員ががんばってやれるように農業委員会が頑張るやります、という風にとれるんですけども、そうすると5人の推進委員に対して12人だべ。あべこべな感じするなよね。推進委員を倍にするとかよ、そういうなことも検討さんなねなんねながや。

○ 事務局（奥山）

いいですか。今回の最適化活動についてなんですけども、もちろん推進委員の方達は地域で農家の方の意向を把握するというのが第一で、現場活動を主にされていたかと思っております。この最適化活動の目標については、推進委員さんだけが行うのではなく、農業委員さんも含みで考えておりました。18ページの最適化活動の日数を書いているとこ

ろなんですけども、最適化活動を行う農業委員12人と推進委員5人全員でやる、ということにさせていただいております。農地の面積に応じて人数決めていて、今の5人と決めてきたところがあると思いますので、このままの人数でご了承いただけますでしょうか。

○ 議長（会長）

ちなみに、今こういった話出ているからだけでも、今出えていただいている推進委員さんの理由とかははっきりしてるんだか。

○ 事務局（奥山）

角川委員さんと田川委員さんからは、どうしても今日のうちに苗の準備さんなので申し訳ないけども、今日には行けません、と連絡がありました。押野委員さんは連絡ありませんでした。

○ 議長（会長）

前に、昔のことで、推進委員さん達がいなかった時は、農業委員の方だけが公職制選挙云々ということで暇な人で言い方するとおかしいんだけども、それなりの方含めて多々いらっしやったと。ただ農地法の改正後は、農業委員の方も半数が認定農業者、あるいは推進委員の方は5人ということで、農事実行組合等で推薦して皆さんにお願いしたという経過がありますが。やっぱり対価と合わないから、俺今後絶対引き受けないとか、ほだなんなバカばかりだなんて裏話なったりすっど、この農業委員会も厳しくなろうかと思えます。そこらへんは個々の判断になろうかとは思いますが、後ろ向きでなくて、河北町の農業振興発展のために一部微力ではあるが尽力いたします、と前向きな考えの中で地区での推薦、あるいは立候補含めた形の中で前向きな形でお願いしたいという風に思うほかありません。なお、11月の選考の中身については、後ほど事務局から説明あると思えます。本音言うと色々あるかとは思いますが、私からはそれしか言うことができません。

総会の内容については何かありますか。何も無ければ、総会は終わってよろしいでしょうか。では、以上で総会の方はこれで終了いたします。

午後3時12分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年4月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
